

令和3年 第2回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和3年7月27日

愛知中部水道企業団議会

令和 3 年第 2 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	4

第 1 号 (7月27日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
説明のために出席した者の職氏名	7
職務のために出席した職員の職氏名	8
開会の宣告	9
諸般の報告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
企業長あいさつ	10
議会運営委員会委員長の報告	10
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
一般質問	12
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第 5 号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決	18
企業長あいさつ	29
閉会の宣告	30
署名議員	31

令和3年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年7月9日

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

1 期 日 令和3年7月27日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	服	部	龍	一	議員	2 番	青	木	亮	議員			
3 番	近	藤	善	人	議員	4 番	大	橋	ゆうすけ	議員			
5 番	白	井	え	り	子	議員	6 番	水	野	たかはる	議員		
7 番	小	嶋	立	夫	議員	8 番	塚	本	克	彦	議員		
9 番	加	藤	孝	久	議員	1 0 番	野	村	ひ	ろ	し	議員	
1 1 番	富	田	え	い	じ	議員	1 2 番	山	田	けん	たろう	議員	
1 3 番	近	藤	鑛	治	議員	1 4 番	國	府	田	さ	と	み	議員
1 5 番	中	野	ま	さ	ひろ	議員							

不応招議員（なし）

令和３年第２回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	白井 えり子	1 第３次アクアシンフォニー計画より「広域連携の検討」の内容、方向性について 2 第３次アクアシンフォニー計画より「財政計画」の見通しの課題、料金改定について 《質問要旨》 1 令和元年に水道法の一部が改正され、愛知県でも水道広域化研究会議が開催されているようだが、会議の進捗状況と企業団としての方向性を伺いたい。 2 現行の水道料金継続の中で、見通しの課題はどのようにお考えか。 ・職員体制はどのように考えていくのか。適正化計画など指針はどのようなか。 ・老朽化の管路や施設、設備への対応はいかがか。 ・料金改定の必要性についても検討とあるが、現在でも料金は高い方だがどのようにお考えか。
2	中野 まさひろ	議案内容の愛知中部水道企業団ホームページでの公開について 《質問要旨》 愛知中部水道企業団構成市町のほとんどで、議案内容がホームページで公開されている。しかし、愛知中部水道企業団ホームページにおいては、議案名のみで議案内容の公開はされていない。 1 市民町民のみなさまが、議案内容を知るためには、現状ではどのような手続きが必要ですか。 2 市民町民のみなさまへの議案内容の情報公開の必要性について、企業長の考えを伺います。

令和３年第２回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	中野 まさひろ	議案第５号 令和２年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について 《質疑事項》 令和２年度における新型コロナウイルス感染症による影響分析について 《質疑要旨》 令和２年度の水道使用量は、新型コロナウイルス感染症による影響により生活用の使用量が増え、大型商業施設や学校等の大口使用者の使用量が減少した旨、令和３年第１回定例会でも、本定例会でも報告があった。 水道料金は、使用水量に応じて単価が高くなります。生活用の使用量が増えたことによる一般家庭に対する負担増が多くなりすぎているか懸念される。 １ 水道料金の区分ごとの件数は、どのように変化したか。 ２ その変化から、生活に最低限必要と考える水道量（現状は、１か月あたり20立方メートルまでとする）の増加について、また、一般家庭に対する負担増の状況についてどう分析したか。
2	白井 えり子	議案第５号 令和２年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について 《質疑事項》 ① 旧東山第２配水場用地売却における一般競争入札の不調の理由について ② 当座比率が大きく上向いている理由の未払い金減少について ③ 給水原価および供給単価について 《質疑要旨》 ① 大きな金額（１０９，３８４，０００円）の土地である

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
2	白井 えり子	が、不調の理由はどのように分析しているか。土地の地目、面積、坪単価はいくらか。 また売払いの経緯、方法はどのようなか。予定金額は公表か。 その後はどうなったのか。 ② 当座比率の数値は100%を大きく超え204.3%から263.2%に増加しており、支払い能力は良好とあるが、その主な理由である未払い金減少の詳細について伺いたい。 ③ 給水原価が3.64円前年度比較で減少しており、その内訳は、給与費、受水費などの減少となっている。この詳細について伺いたい。 また供給単価が前年度比6.42円減少しており、給水原価は3.64円の減少となっている。供給単価と給水原価の減少額の差は何か。 それぞれの単価が下がることで、企業団運営への影響はどのようなことが想定されるのか。

第 2 回 定 例 会

(第 1 号)

令和3年第2回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

令和3年7月27日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議案第4号 愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第5号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について

出席議員（15名）

1番	服部 龍一 議員	2番	青木 亮 議員
3番	近藤 善人 議員	4番	大橋 ゆうすけ 議員
5番	白井 えり子 議員	6番	水野 たかはる 議員
7番	小嶋 立夫 議員	8番	塚本 克彦 議員
9番	加藤 孝久 議員	10番	野村 ひろし 議員
11番	富田 えいじ 議員	12番	山田 けんたろう 議員
13番	近藤 鑛治 議員	14番	國府田 さとみ 議員
15番	中野 まさひろ 議員		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	小 浮 正 典 君	副 企 業 長	近 藤 裕 貴 君
副 企 業 長	小野田 賢 治 君	副 企 業 長	吉 田 一 平 君
副 企 業 長	井 俣 憲 治 君	代表監査委員	都 築 一 浩 君
局 長	水 野 雅 也 君	次長（総括）	相 羽 毅 君

次長（管理）	山 田 紀 夫 君	次長（営業）	小 島 千 明 君
次長（技術）	高 津 桂 一 君	専門監兼建設課長	鈴 木 由紀夫 君
総 務 課 長	近 藤 隆 徳 君	経営企画課長	上 村 知 由 君

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務部局長 書記	山 田 浩 司 君	総務課課長補佐	三 宅 徹 君
管財検査課課長補佐	宮 木 智 彦 君	豊明市下水道課長	近 藤 潔 君
日進市都市整備部 次長兼下水道課長	岡 部 功 君	みよし市 下水道課長	原 田 恭 光 君
長久手市 下水道課長	古 橋 剛 君	東郷町下水道課長	中 川 正 康 君

◎開会の宣告

○議長（塚本克彦議員） 令和３年第２回愛知中部水道企業団議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例についてをはじめ２議案でございます。

慎重なる審議をいただきますとともに、議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

なお、傍聴の申出がありましたので、許可いたしましたことをご報告いたします。

ただいまの出席議員は１５名で、議員定足数に達しております。よって、令和３年第２回愛知中部水道企業団議会定例会は、成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 ２時００分）

◎諸般の報告

○議長（塚本克彦議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和２年度２月分から令和３年度５月分までの例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（塚本克彦議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塚本克彦議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めてまいります。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（塚本克彦議員） 日程第1、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和3年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、今年は梅雨入りが平年より3週間も早く長梅雨となりましたが、梅雨が明けた途端、暑い毎日となっております。また、梅雨末期には、大雨の影響により各地の水道施設において、施設の冠水や水道管が破損するなど、断水を伴う被害が相次いで発生しました。

風水害、地震などの災害は、容赦なく我々を襲ってきます。自然の猛威の前には人間は微力かもしれませんが、水道というライフラインを守るため、少しでも被害を減らすことが我々の使命であると肝に銘じ、災害に強い水道を目指し、計画的な管路の更新、耐震化等、施設整備に鋭意取り組んでいるところでございます。引き続き皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年度の業務状況ですが、生活用水量については、ステイホームを強いられた前年度と比べ減少している一方で、大型商業施設など業務営業用水量は前年度を上回っております。

ワクチン接種も徐々に進んでおりますが、大都市圏での感染拡大等依然としてコロナ禍の中、今後も引き続き水需要動向を注視してまいります。

本日、定例会でご審議いただく案件は、愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例について及び令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての2件でございます。

令和2年度の決算につきましては、給水人口の増加、コロナ禍のステイホームにより、過去最多の有収水量を記録しました。収益全体で前年度を上回り、また、費用も前年度を下回ったことから、当年度純利益は前年度を上回る12億3,966万円の計上となりました。

慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

○議長（塚本克彦議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（塚本克彦議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

3番、近藤善人議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（近藤善人議員） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本定例会の運営につきましては、7月9日午後1時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。7月9日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみご報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第4号 愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例についてをはじめ2件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては2名、議案質疑につきましては2名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は再質問を含め2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案、1人15分以内とし、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（塚本克彦議員） ご苦労さまでございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚本克彦議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、1番、服部龍一議員及び15番、中野まさひろ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚本克彦議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（塚本克彦議員） 日程第５、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

５番、白井えり子議員。

○５番（白井えり子議員） ５番、白井えり子。

通告に従い、一般質問を行います。

言うまでもなく、水は人々の命を直接的、間接的につなぐ最も重要な資源です。近年では、気候変動の関係で、降雨のパターンが変わり、渇水や洪水が起きやすくなっています。そうした中で、日々安全な飲料水、経済を支える水を提供し、災害にも対応する企業団の位置づけは一層重要になっています。

令和３年４月に厚生労働省の新水道ビジョン、総務省の水道事業経営戦略を併せた、１０年の計画期間の第３次アクア・シンフォニー計画が策定され、事業がスタートしています。自治体の総合計画と同様に、この１０年の柱となる計画内容はすばらしく、計画に沿って事業は進められなければなりません。今回、この計画の中から２項目についてお聞きします。

１項目めは、計画の第５章、持続の中の広域連携の検討の内容、方向性についてです。

令和元年に水道法の一部が改正され、スケールメリットを活かして効率的な事業運営を可能とする広域連携の推進、水道管の計画的な更新や耐震化を進める基礎となる適切な資産管理の推進、民間の技術力や経営ノウハウを活用する多様な官民連携の推進などを目的に、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するための制度とされています。

愛知県でも法改正により、水道広域化研究会議が開催されているようですが、会議の進捗状況と、企業団としての方向性をお聞きします。

２項目めは、第６章、投資・財政計画から、財政計画の見通しの課題、料金改定についてです。

特に市民生活に影響を及ぼす現行の水道料金継続の中で、見通しの課題はどのようなお聞きします。

１点目です。職員体制は事業を支えていく屋台骨であると同時に、財政的には人件費とし

て中長期的に見ていかなければなりません。現行は昨年度より2名増員の98名体制です。今後の事業推進に十分な体制なのか、また、職員の適正化計画など、指針はどのようなでしょうか。また、地方公務員の定年延長も、今回の国家公務員法等改正により、現実となってきました。どのようにこの点はお考えになられますでしょうか。

2点目です。計画の中でも、水道施設、設備、管路の老朽化の割合が高くなる問題が財政的にも課題として掲載されています。どのように対応されていかれるのかお考えを伺います。

3点目です。市民生活に影響のある料金改定についても検討とあります。料金の改定は事業とのバランスが重要とは思いますが、現行料金も県内では上位3分の1の高いほうにあります。どのような方向性を持って進めていかれるのかお聞きします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

1項目めの、水道広域化研究会議の進捗状況と企業団としての方向性でございますが、水道広域化研究会議は、愛知県が主体となり、平成25年度に設置され、愛知県下全ての水道事業者が参加し、毎年ブロック会議及び全体会議を定期的で開催しております。会議では情報交換を主体とし、これまでに給水装置工事事業者の共同講習会など、できるところからの連携に取り組んでおります。

なお、本企业団の方向性としていたしましては、引き続き広域化研究会議へ参加し、近隣事業者との情報交換や連携方法につきまして、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

また、平成30年12月議会一般質問で答弁いたしましたとおり、広域連携の1つの形としての、現在の企業団方式を継続することが最良であると考えております。

安全、強靱、持続を柱とした水の安定供給を責務としていたしまして、今後の事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

2項目めの財政計画の見通しの課題、料金改定でございますが、初めに、1点目の職員体制につきましては、現行の定員管理計画がベースとなっておりますが、中長期的な視点に立ち、現在の年齢構成の偏りを是正し、事務、技術の継承がスムーズにいくよう、職員採用では単に退職者補充とせず、必要を見極めながら均等に実施する計画となっております。

したがって、第3次アクア・シンフォニー計画では、事業量の増大を見込んでおりますが、再任用職員や民間委託の活用により、必要最小限の人数により、事務事業を進めてまいりたいと考えております。

また、適正化計画などの指針につきましては、このたびの国家公務員法等の改正により、地方公務員の定年も令和13年度まで段階的に65歳に引き上げられることとなりましたが、引上げ期間中は再任用職員制度を継続することでもございますので、定員管理計画につきましては、新たに定年延長を踏まえた計画を策定する必要があると考えておりまして、併せて財政計画の見直しを行ってまいります。

次に、2点目の老朽化の管路や施設、設備への対応でございます。

第3次アクア・シンフォニー計画では、水道施設の老朽化の割合が高くなる現状を踏まえ、アセットマネジメントの手法による投資の平準化と財政の均衡を踏まえた計画としており、老朽管路の更新率1.25%をメインテーマに、基幹管路の耐震化や、機械、計装設備の更新など、いつでも安心、安全で安定した供給ができるよう、強靱な水道を目指した取組を推進してまいります。

最後に、3点目の料金の考え方でございますが、水道料金は、地理的条件、水源の状況、歴史的背景や一般会計からの補てんなど、各水道事業体の実情に応じた設定となっており、一概に比較できるものではございません。

本企業団における次期の料金水準の考え方といたしましては、可能な限り、現行料金水準を維持してまいります。が、財源不足が生じた場合の補てんとしては、経費削減のあらゆる経営努力を行うことを前提に、毎事業年度に積み立てた建設改良積立金などの取崩しや企業債による補てんで対応し、それでも資金不足が生じる場合は、最終的には将来的な投資費用を盛り込んだ水道料金の検討をしてまいりたいと考えております。

引き続き、計画どおりの事業の推進に向けて、効率的、効果的な事業執行や資金の確保など、経営努力に努めながら進捗管理を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 丁寧なご答弁いただきましたが、2点ほど確認のために再質をいたします。

職員体制の関係ですけれども、現在職員98名体制の中で、管内人口が今増えています。1人の職員が受け持つユーザーの数の増え方はいかがでしょうか。また、職員の負担増は大丈夫でしょうか。

そして、2点目ですが、現行の水道料金維持のため、内部留保資金を活用とあります。内部留保資金は、令和3年度は19億6,000万円から、令和12年度には5億2,000万

円まで減る推計となっています。内部留保資金の確保のめどはどのくらいが適切とお考えになっ
ていらっしゃるかどうかお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質問に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 再質問についてお答えいたします。

初めに、1点目の職員への負担についてでございますが、職員1人当たりの給水人口は増加傾向とな
っておりますが、人口増により増加する業務、例えば水道メータの検針、使用開始受付といった業務につ
きましては業務委託を行っており、負担増とはなりません。新たな管路の布設、既設管路の増強等、施
設整備に係る業務の部分では負担増につながると考えております。

次に、災害対策、緊急時対策についてでございますが、給水活動に関しましては、主に構成市町や
他の水道事業体に協力を願い、復旧活動に関しましては、地元水道工事業者と応援協定を締結して
おります。また、災害等発生時にはマンパワーが必要となりますので、企業団職員では補い切れな
い部分を、OB職員の活用や他団体との連携による対策を現在検討しているところでございま
す。

次に、再質問の2点目の内部留保資金の確保についてでございますが、内部留保資金の考
え方につきましては、大規模災害への財政面での備えも考慮し、確保すべき資金は15億円程
度が必要であると考えております。第3次アクア・シンフォニー計画における財政収支計画
では、令和10年度以降に老朽管路更新に加え、配水池の更新が控えていることから、内
部留保資金が将来的に不足されることが予測されますが、経営状況の把握、分析に努めなが
ら、事業運営を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これで、5番、白井えり子議員の一般質問を終わります。

続きまして、15番、中野まさひろ議員。

○15番（中野まさひろ議員） 15番、中野まさひろ。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、議案内容の愛知中部水道企業団ホームページでの公開についてであります。

愛知中部水道企業団構成市町のほとんどで議案内容がホームページで公開されております。
しかし、愛知中部水道企業団ホームページにおいては、議案名のみの公開で、議案内容の公
開はされていません。

そこで2点伺います。

1 です。市民町民の皆さんが議案内容を知るためには、現状ではどういう手続が必要でありますでしょうか。

2 点目です。市民町民の皆様への議案内容の情報公開の必要性について、企業長の考えを伺います。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員の質問に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

1 点目の議案内容を知るためにはどういう手続が必要かについてでございますが、情報公開の開示手順に準拠いたしますと、市民町民の皆様は、開庁日に本企業団へ来庁していただき、印刷された紙の議案内容を閲覧していただくこととなりますが、これまでに議案内容を事前公開した前例がございませんので、現状としては特に手続としては定めておりません。

次に、2 点目の情報公開の必要性についてでございますが、本企業団が保有する情報を市民町民の皆様へ情報公開することは、公正、透明な事業運営を行い、住民の皆様の負託に応え、一層の信頼性を高めるためには必要と考えております。

とりわけ議案内容の事前公開につきましては、本企業団の施策を住民の皆様にあらかじめお示しすることで、議会に対する関心を高め、理解を深めることにも寄与するものと思いますので、議員のご指摘を踏まえ、議案内容のホームページへの事前公開につきましては、議会との調整をしつつ検討を行い、情報提供の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15 番（中野まさひろ議員） 大変積極的な答弁、ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。2 点伺います。

まず、議案内容を知るための手続については特に定めていないということですが、情報公開の開示手順に準拠いたしますと、市民町民の皆様は開庁日に本企業団へ来庁していただき、印刷された紙の議案内容を閲覧していただく。コピーの必要があれば、愛知中部水道企業団情報公開条例及び同施行規則に規定する実費、例えば複写機による写しの作成、単色刷りで A3 以下のものについては、複写 1 回について 10 円を負担いただくという規定がございますが、そういうことになるわけでしょうか。

2 点目です。情報公開の必要性について、公正、透明な事業運営を行い、住民の皆様の負託に応え、一層の信頼性を高めるためには必要であり、とりわけ議案内容の事前公開については、本企業団の施策を住民の皆様にあらかじめお示しすることで、議会に対する関心を高

め、理解を深めることに寄与するとの認識、私も強く同感するところであります。

そこで伺います。

議案内容のホームページへの事前公開につきまして、議会との調整をしつつ検討を行い、情報提供の充実を図ってまいりたいということですが、実施までのスケジュールの想定はいかがでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員の再質問に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 再質問についてお答えいたします。

再質問の１点目、複写機による写しの作成でございますが、複写につきましては、愛知中部水道企業団情報公開条例施行規則で複写作成の費用について規定がございまして、現行の取扱いを準拠いたしますと、Ａ３以下の単色刷りであれば、１回につき１０円を市民町民の皆様の実費負担いただくこととなります。

次に、再質問の２点目、実施までのスケジュールの想定でございますが、先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、議案内容の事前公開時期につきましては、執行機関と議会との調整を行いつつ検討を進めることとなり、執行機関といたしましては、早急に検討を始めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これにて、１５番、中野まさひろ議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第６、議案第４号 愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島次長。

○次長（営業）（小島千明君） 営業担当次長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議案第４号 愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、愛知中部水道企業団が行う公共下水道等の使用料徴収事務において、豊明市農村集落家庭排水施設条例が廃止されたことに伴いまして、条例の一部を

改めるものでございます。

改正内容といたしましては、豊明市農村集落家庭排水施設条例が適用されておりました沓掛浄化センターの処理区域が、公共下水道区域に編入され、豊明市下水道条例に一本化されたことに伴い、廃止された条例を引用している愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例第1条第2号の規定を削りまして、第3号以下を1号ずつ繰り上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第4号については、質疑の通告がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第7、議案第5号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

水野局長。

○局長（水野雅也君） 局長の水野です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の

認定について、ご説明をいたします。

お手元の令和２年度決算書をご覧くださいと思います。

１枚はねていただきまして、議案の本文を朗読させていただきます。

令和２年度愛知中部水道企業団水道事業会計に生じた利益は、地方公営企業法第３２条第２項の規定により処分し、令和２年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算を、同法第３０条第４項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和３年７月２７日提出。

２ページ、３ページをご覧くださいと思います。

令和２年度愛知中部水道企業団水道事業決算報告書でございます。

予算の執行状況で、消費税込みの額となっております。

初めに、（１）の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第１款水道事業収益は、予算額７７億８,６１８万５,０００円に対しまして、決算額は７億６,８０４万５,７１１円で、主に水道料金収入で、全体といたしまして１,８１４万４,４２９円の減となりました。

次に、支出でございます。

第１款水道事業費用は、予算額６４億６,０９７万５,０００円に対しまして、決算額６３億４,１４３万５,３１０円で、第１項営業費用の主な費用といたしましては、県営水道の受水費、減価償却費、維持修繕費、職員給与費などがございます。また、第２項営業外費用は、主に借入企業債の支払利息、消費税収支額や過年度分水道料金の減免でございます。第３項特別損失は、貸倒れによる損失でございます。

なお、水道事業費用といたしましては、１億１,９５３万９,６９０円の不用額が生じました。

次に、４ページ、５ページをご覧くださいと思います。

（２）資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第１款資本的収入は、繰越額に係る財源充当額等を含めた予算額８億９,７６５万６,７００円に対しまして、決算額は５億８,８１６万８,７６９円で、第２項の工事負担金や第３項の固定資産売却代金で、予算に比べ３億９,４８万７,９３１円の減となっております。

次に、支出でございます。

第１款資本的支出は、繰越額を含めた予算額４０億１,８６５万２,９９０円で、主に第１項建設改良費で行いました第１次水道施設整備計画に基づく耐震化事業や老朽管更新事業、

第2項企業債償還金などで、建設改良費において翌年度への繰越額が3億7,267万6,386円ございますので、支出全体でこれを差し引いた4億2,829万3,794円が不用額となりました。

また、欄外の記述は資本的収入額が資本的支出額に対し不足する部分の補てん説明でございます。括弧書きの建設改良費のうち、賞与引当金取崩額2,149万4,000円及び法定福利費引当金取崩額405万1,000円を財源とする2,554万5,000円を除いた資本的収支の不足額で、26億396万9,041円は、減債積立金1,400万円、建設改良積立金2億5,400万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額635万8,829円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億8,408万361円、過年度分損益勘定留保資金21億3,820万6,936円及び当年度分損益勘定留保資金732万2,915円で補てんを行いました。

次に、6ページをご覧くださいと思います。

こちらは令和2年度損益計算書で、消費税抜きとなっております。

1の営業収益は主に水道料金収入であります給水収益で、2の営業費用は主に（1）の原水及び浄水費に含まれております県水受水費、同じく（1）の原水及び浄水費から（3）の総係費に含まれております維持修繕費、職員給与費、委託料などや（6）の減価償却費、（7）の資産減耗費、これらに3の営業外収益と4の営業外費用を差し引いた経常利益は12億2,505万5,000円となり、これに5の特別利益1,469万3,978円及び6の特別損失9万2,459円を差し引いた当年度純利益は12億3,965万6,519円となりました。

また、前年度繰越利益剰余金2億5,260万3,984円と、令和2年度に使用した減債積立金及び建設改良積立金の取崩しにより生じましたその他未処分利益剰余金変動額2億6,800万円を合わせました当年度未処分利益剰余金は17億6,026万503円となっております。

次に、8ページ、9ページは剰余金計算書でございます。

表の上から7行目の処分後残高欄、ここでは令和元年度までの資本金と剰余金の状況で、すぐ下の8行目の当年度変動額の欄が令和2年度の増減の状況を示しております。

表の右から3列目の未処分利益剰余金の列の下から5行目の減債積立金の取崩額1,400万円、その下の行の建設改良積立金の取崩額2億5,400万円並びにその2行下の当年度純利益12億3,965万6,519円を合わせた、4行上になりますが、当年度変動額1

5億765万6,519円が本年度の増加額として計上されております。

なお、表の一番下の行にあります資本金をはじめとした各項目の当年度末残高のそれぞれの額は、13ページにあります貸借対照表の資本の部の各項目の額と同じでございます。

次に、10ページは令和2年度剰余金処分計算書（案）でございます。

表の1行目、一番右列にあります未処分利益剰余金の当年度末残高17億6,026万503円を、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をいただきまして、上から3行目の減債積立金に1,900万円、今後の施設整備更新事業等の財源として、その下の行の建設改良積立金に3億5,407万6,081円をそれぞれ積立てし、令和2年度に使用した減債積立金、建設改良積立金の取崩しにより生じました、次の行にあります11億2,144万6,026円を資本金へ組入れし、残額2億6,573万8,396円を、繰越利益剰余金とするものでございます。

また、同じ表の右から2列目の資本剰余金の当年度末残高2億1,536万2,651円を、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をいただきまして、資本剰余金とするものでございます。

次に、11ページから13ページは、貸借対照表でございます。

令和3年3月31日現在におけます企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債、資本合計は、それぞれ同額の551億6,429万1,547円となっております。

14ページ、15ページは、決算書類の作成にあたりまして採用しました会計処理の基準及び手続を示した注記表となっております。

17ページ以降は、決算附属書類、財務諸表附属書類でございます。

以上で、令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（塚本克彦議員） 説明は終わりました。

続いて、議案第5号に対し、代表監査委員より、決算審査の報告及び経営健全化審査の報告を求めます。

都築一浩代表監査委員。

○代表監査委員（都築一浩君） 監査委員の都築でございます。ご指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして、令和2年度決算審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

ます。

令和２年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算につきましては、企業長から提出されました決算報告書及び財務諸表に基づき、去る６月２８日、大橋監査委員と共に審査を実施しました。

審査にあたりましては、決算報告書及び財務諸表が、水道事業の財政状態及び経営成績を明瞭かつ適正に表示されているかを検証することに留意して、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否等につきまして審査をいたしました。

その結果につきまして申し上げますと、決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他の関連法令に準拠して作成されておりまして、計数は正確であり、水道事業の財政状態及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

令和２年度本企業団会計決算に係る審査内容の詳細につきましては、決算審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、ご精読をいただきたいと思います。

この場におきましては、本企業団水道事業会計の現状と監査委員としての意見を若干申述べ、報告とさせていただきます。

令和２年度の決算を総括しますと、おおむね問題ない状況にあると思われます。主要な財源である給水収益は堅調さを維持し、どの指標も短期的な視点からは経営成績と財政状態の良好さを示しております。

しかしながら、今年度に関しては、年々高まる節水意識、新型コロナウイルス感染症の影響による生活スタイルの変化が加わりまして、大口使用者の使用量は大幅に減少、その影響から供給単価が下がっております。回復も不透明な状況であります。

また、当年度資金は大きく減少しておりまして、この傾向が続きますと、投資活動への資金投下が厳しくなることが懸念されます。第２次水道施設整備計画の進展に影を落とすことになりかねません。

今後におきましても、長期的な視点の下、安全、強靱、持続の政策目標の推進が継続的かつ着実に図られるよう要望し、令和２年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算審査の意見といたします。

次に、基金の状況、運用状況について報告いたします。

水道水源環境保全基金は、水源環境保全事業の推進を図る目的で積み立てておりますが、その基金を活用した「水源の森」森林整備協定に基づく造林事業、これにつきましては、当

初の計画どおりの面積確保が難しくなってきました。この傾向は、令和元年度から続いており、この先も続くようであれば、協定の見直しなどを含めた検討が必要となってきました。今後も基金の目的に従って、確実かつ効率的に活用されることを要望し、基金運用状況の決算審査の意見といたします。

続きまして、令和２年度水道事業会計経営健全化審査につきまして、ご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、企業長から提出されました令和２年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に行われているかを主眼に審査をいたしました。

その結果につきまして申し上げますと、いずれも適正に行われており、健全な経営状態にあることを認めましたので、ご報告をいたします。

審査の内容につきましては、経営健全化審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、ご精読をいただきたいと思います。

以上をもちまして、監査委員を代表いたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚本克彦議員） 報告が終わりました。ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

議案第５号について、質疑の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

１５番、中野まさひろ議員。

○１５番（中野まさひろ議員） １５番、中野まさひろ。

通告に従いまして、議案質疑、議案第５号 令和２年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について、議案質疑させていただきます。

質疑事項は、令和２年度における新型コロナウイルス感染症による影響分析についてであります。

令和２年度の水道使用量は、新型コロナウイルス感染症による影響により、生活用の使用量が増え、大型商業施設や学校等の大口使用者の使用量が減少した旨、令和３年度の第１回定例会でも、また本定例会でも報告がありました。

水道料金は、使用水量に応じて単価が高くなります。生活用の使用量が増えたことによる一般家庭に対する負担増が多くなり過ぎていないか懸念されるところであります。

そこで２点伺います。

まず、水道料金の区分ごとの件数はどのように変化をしておりますでしょうか。

次に、その変化から生活に最低限必要と考える水道量、現状では1か月当たり20立方メートルまでとされておりますが、その増加について、また、一般家庭に対する負担増の状況について、どう分析をしたのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員の質疑に対する答弁者、小島次長。

○次長（営業）（小島千明君） 営業担当次長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに1点目の新型コロナウイルス感染症によります、令和2年度の本企業団におけます、水道料金の区分への影響についてお答えいたします。

令和元年度との比較といたしましては、全体水量で比較いたしますと、世帯増ですとか人口増等、要因も関係してまいりますので、1人1日当たりの平均使用量に着目いたしまして、料金区分の変化についてお答えいたします。

決算説明資料の5ページの業務の状況の中の1人1日平均使用量は、令和元年度276.73リットルに対しまして、令和2年度は282.25リットルで、5.52リットルの増加となりました。これを用途別に見ますと、生活用で約11リットルの増加、そして業務用等で約6リットル減少した結果でございます。

生活用が増加した主な要因といたしましては、ステイホームが習慣化した巣ごもり需要が挙げられます。年間を通じて、生活用は令和元年度と比べ増加をしておりますが、特に昨年4月から5月の使用分につきましては、1回目の緊急事態宣言と相まって、特に増加幅が大きくなっています。

また、料金区分別に見てみますと、節水型社会を反映して、これまで年々増加傾向であった1か月当たり20立方メートル以下の少量使用区分の水量が減少をいたしまして、年々減少傾向であった、比較的多く使っていただける1か月当たり21立方メートルから50立方メートルの使用区分の、料金区分の増加が顕著でございました。

一方で、業務用等では、在宅や休校といった外出自粛生活の中で、ショッピングモールなどの大型商業施設、小中学校、大学などの教育機関、製造業の工場をはじめとした企業や研修施設などにおいて、1か月当たりの使用量が150立方メートル以上の区分、大口事業者と言われる使用量の減少がありましたが、本企業団の水道使用量の約8割が生活用でございますため、生活用の増量分が経済活動の停滞で減少した業務用等の使用量の減少を上回ったという形でございます。

2点目の生活に最低限必要と考える水道量と一般家庭に対する負担増の状況についての分析でございますが、毎年度決算期において、今後の水道料金収入見積りの参考資料とするため、料金区分別の使用水量を把握するというものでございまして、生活最低限必要な水量の増加、また、一般家庭がどれぐらい負担増になっているかなどといった分析は行っておりません。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） それでは、再質問させていただきます。

生活に最低限必要な水道量、その増加につきましては、また、一般家庭に対する負担増の状況につきましては、分析をしていないということであります。

新型コロナウイルス感染症がもたらしました在宅勤務の増等の新しい生活様式による一般家庭用の水道の使用量増は、生活に最低限必要と考える水道量の増加に直結するものであると私は思います。

新型コロナウイルス感染症がもたらした新しい生活様式を踏まえて、水道料金の料金設定を改定する必要があるか否かを検討する必要がある、生活に最低限必要な水道量の増加について、また、一般家庭に対する負担増の状況について、令和2年度決算において分析する必要があると私は考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員の再質疑に対する答弁者、小島次長。

○次長（営業）（小島千明君） 再質疑についてお答えいたします。

令和2年度に限らず、決算期における分析につきましては、先ほどお答えいたしましたように、水道料金収入見積りの参考資料として、料金区分ごとの水量の把握に努めているところでございます。

水道料金設定の手法といたしましては、その時々々の社会経済情勢を背景とした料金区分ごとの使用量を適切に把握して、持続可能な水道事業の運営に必要な財源を確保するように設定するものでございます。

当面は現行の水道料金水準を維持しながら、各決算期において必要な水量データを蓄積しているところでありますので、新しい生活様式等を踏まえた水道料金設定の考え方につきましては、現段階ではお答えすることができませんが、料金改定の際には、議員のご指摘の一般家庭に対する負担の在り方や様々なご意見を取り入れながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これにて、15番、中野まさひろ議員の質疑を終わります。

続きまして、5番、白井えり子議員。

○5番（白井えり子議員） 5番、白井えり子。

議案第5号について、細かな点ではありますが、3点お聞きします。

1点目です。旧東山第2配水場用地売払いにおける、一般競争入札の不調の理由についてですが、金額が1億938万4,000円と大きな金額の土地です。不調の理由をどのように分析されたでしょうか。また、土地の地目、面積、坪単価はどのようでしょうか。また、売払いの経緯、方法はどのようでしたでしょうか。予定金額は公表されていますか。不調のその後はどのようになったのでしょうか。

2点目です。支払い能力を判断する当座比率の数値は100%を大きく超え、204.3%から263.2%に増加しております。そして、支払い能力は良好とありますが、その主な理由の未払金減少の理由について伺います。

3点目ですが、給水原価が3.64円前年度比減少しており、その内訳は給与費、受水費などの減少となっています。この減少の詳細はどうか伺います。また、供給単価が前年度比6.42円減少しており、給水原価は3.64円減少となっています。供給単価と給水原価の減少額の差は何でしょうか。それぞれの単価が下がることで、企業団運営への影響はどのようなことが想定されるでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、1点目の旧東山第2配水場用地売払いについてでございますが、旧東山第2配水場用地は、平成25年度に施設が廃止された後、遊休地として管理しておりましたが、活用する事業がなく、また、将来的にも使用する計画がないことから、売払いを実施したものでございます。

土地の概要でございますが、地目は水道用地、面積は1,679平方メートル、予定金額は鑑定によりまして1億4,783万1,000円で、坪単価にいたしますと約29万円でございます。

売払いの経緯でございますが、令和2年7月に予定金額を公表の上、一般競争入札で実施することを公告いたしまして、令和3年2月に開札を予定しておりましたが、入札参加者が

いなかったため不調となりましたが、明確な理由につきましては把握をしておりません。

その後でございますが、令和3年3月に先着順での随時募集の公告を行ったところ、5月に1者から申込みがあり、現時点では予定金額での売払いが完了しております。

次に、2点目の未払金減少の詳細でございますが、主に平成29年度からの債務負担工事である三ヶ峯幹線送水管布設替工事その2が令和2年度に完了し、工事未払金約8億円の支払いが完了したため、未払金が減少したものでございます。

最後3点目でございますが、3点目の給水原価及び供給単価でございますが、給水原価につきましては、有収水量1立方メートル当たりになんだけの費用がかかったのかを示す指標で、給与費や受水費など経常的にかかる費用を有収水量で除して求められるものでございます。令和2年度につきましては、前年度に対しまして、支払利息や動力費、資産減耗費など経常費用が減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症に伴うステイホームの影響により、有収水量が約89万立方メートルと大幅に増加したため、給水原価が3.64円減少したものでございます。

また、供給単価につきましては、有収水量1立方メートル当たりになんだけの収益があったのかを示す指標で、給水収益を有収水量で除して求められるものでございます。令和2年度の供給単価につきましては、みよし市における基本料金減免や新型コロナウイルス感染症に伴う業務営業用の給水収益の落ち込みに加え、給水原価と同様に有収水量が大幅に増加したため、供給単価は前年度と比較して6.42円減少したものでございます。

なお、供給単価と給水原価の減少額の差についてでございますが、給水原価は、給与費や支払利息、減価償却費など、水の使用や給水収益の大小にかかわらず、固定的にかかる費用の割合が大きいため、供給単価の減少に比例して減少するものではありません。

最後に、それぞれの単価が下がることによる企業団運営への影響についてでございますが、令和2年度における単価の減少は新型コロナウイルス感染症による一時的な影響として捉えておりますが、給水原価の減少は本企业団運営への影響を与えるものではないと考えております。

一方、供給単価の減少は、今後もさらにこのような感染状況が長引くようであれば、大口使用者である業務営業用水や工場用水など、高い単価における水の使用が落ち込み、本企业団の収支に影響を及ぼすことが想定されることから、将来的な施設整備を推進するための財源確保が懸念されるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、再質を願ひいたします。

1点目ですが、予定金額の鑑定評価は1億4,783万1,000円とのことですが、決算の数字は1億938万4,000円となっています。この差額の内容、また、中にあるとするならばどこにこの差額が出てくるのでしょうか。一般にいう簿価と実勢価格の差でしょうか。予定価格で売れたとのことですが、金額は、最初は1億4,783万1,000円で提示、2回目は1億938万4,000円で売り払っているのか、価格を下げたということでしょうか。そうでなければ、その差額の分はどこに表れてくるか願ひいたします。また、地目も水道用地のままでは開発規制が厳しいと思われますが、用地転用は購入者が全て行ったのか、その点お聞きいたします。

それからもう一点、コロナ禍で市民の減免をされたみよし市さんの基本料金4か月分の減免がなかった場合はどのようなになっていたのか、この点についても願ひいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の再質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 再質疑についてお答えいたします。

初めに、再質疑の1点目の用地の売払いについてでございますが、固定資産を売却する場合、会計上は2本立てで計上することになっておりまして、令和2年度予算でご説明いたしますと、計上した額は、鑑定前の概算金額でございますが、総額で1億5,300万円となっており、これは収益的収入の売却益1億938万4,000円と、資本的収入の帳簿価格4,361万6,000円の合計金額でございます。

また、先ほど申し上げました、令和3年度に先着順にて売払いを行った際の売却額は、鑑定額の1億4,783万1,000円でございます。なお、こちらにつきましては、令和3年度の決算で計上されることとなってまいります。なお、地目につきましては、現況地目は宅地となっておりますが、登記上は水道用地のまま売却をしておりまして、購入者が地目の変更を行うこととなっております。

次に、再質疑の2点目でございます。

減免がなかった場合でございますが、給水収益と供給単価がどのようなになっていたかでお答えいたします。

基本料金4か月分を免除した給水収益は税抜きで57億8,656万円、供給単価は171.70円でしたが、仮に基本料金1億2,875万円の免除がなかった場合は、給水収益が59億1,531万円、供給単価が175.52円となり、前年度に対しまして、給水収益では7,138万円の増加、供給単価は2.60円の減少となっていました。なお、基

本料金の減免額につきましては、みよし市様から損失補てんとしていただいております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これにて、5番、白井えり子議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（塚本克彦議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日上程いたしました議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、原案どおりご議決いただき、誠にありがとうございました。

先ほど都築代表監査委員より、令和2年度決算につきまして、おおむね問題ない状況にあるのご意見をいただいたところでありますけれども、長期的な視点の下、安全、強靱、持続の政策目標の推進が継続的かつ着実に図られるようにとの要望も併せていただきました。

こうしたことも踏まえ、第3次アクア・シンフォニー計画の基本理念である「水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」の実現に向け、各種事業の効果的な執行に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、季節柄何かとご多忙かと存じますけれども、くれぐれもご自愛いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（塚本克彦議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塚本克彦議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時07分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年 7月 27日

議 長 塚 本 克 彦

署 名 議 員 服 部 龍 一

署 名 議 員 中 野 まさひろ